

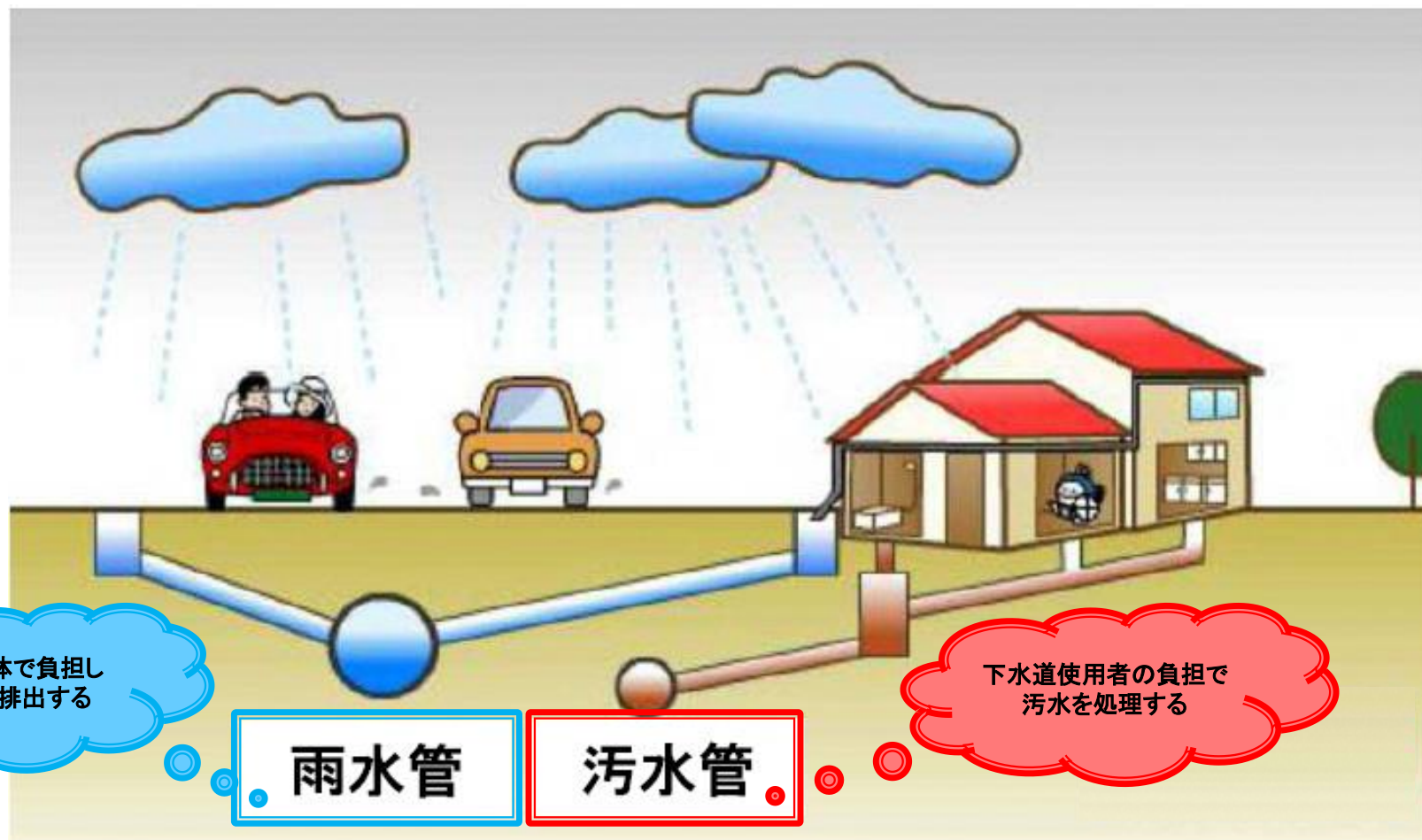
精華町公共下水道事業の 計画と経営状況

目次

- ▶ 1. 汚水と雨水 P. 3
- ▶ 2. 事業計画と経営状況 P. 5
- ▶ 3. 下水道使用料について P. 18

1. 汚水と雨水

汚水と雨水 概要図



公費（繰入金）と私費（使用料）の負担区分

汚水						雨水	
維持管理費			資本費（公債費）			維持管理費	資本費（公債費）
基準内	基準外	使用料	使用料	基準外	基準内	基準内	
公費（一般会計繰入金）		私費	私費	公費（一般会計繰入金）		公費（一般会計繰入金）	

受益者負担の原則・・・雨水に係る経費は公費で、汚水に係る経費は私費で負担

※第5次財研における費用負担の考え方について(昭和60年7月)

太枠 の部分・・・受益者負担の原則に基づく理論上の使用料対象経費

基準内・・・国の繰出基準に基づく公費負担分

基準外・・・財源不足を補填するための、上記の繰出基準以外の負担分

2. 事業計画と経営状況

建設改良に係る事業計画

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計
補助事業	227.0	240.0	213.0	246.0	926.0
うち国費	113.5	120.0	106.5	123.0	463.0
単費事業	67.9	148.5	214.4	246.2	677.0
合計	294.9	388.5	427.4	492.2	1,603.0

下水道未整備地区の解消

番号	場 所	施行予定年度	整備面積	延長	概算事業費 (百万円)
1	菱田北部地区	32年度	0.8ha	50m	15
2	旭地区	29～32年度	4.2ha	1,000m	290
3	11号污水幹線	29～32年度	-	766m	337
4	狛田駅中地区	32年度	0.04ha	19m	5
5	祝園駅中地区	32年度	0.3ha	171m	53
6	柘榴地区	29～32年度	5.5ha	1,490m	372
7	14-1号污水幹線	30～32年度	-	692m	256
8	山田地区	30～32年度	1.5ha	660m	191
9	乾谷地区	31年度	0.9ha	185m	84
	合 計		13.2ha	5,033m	1,603

水洗化人口予測

- ・ 平成26年度から平成28年度は実績値、平成29年度以降は予測値
- ・ 処理区域内人口の予測値は、過去の実績値をもとに各年度の既存地区整備人口や新市街地人口より予測
- ・ 水洗化人口の予測値は、平成28年度人口を基準とする増加整備人口に全国平均水洗化率を乗じた値より予測

年 度	処理区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	接続率 (%)
平成26年度	36,759	35,232	95.9
平成27年度	36,841	35,392	96.1
平成28年度	37,068	35,704	96.3
平成29年度	37,218	35,839	96.3
平成30年度	37,372	35,978	96.3
平成31年度	37,510	36,112	96.3
平成32年度	37,698	36,269	96.2
平成33年度	38,078	36,529	95.9
平成34年度	38,198	36,674	96.0
平成35年度	38,318	36,811	96.1

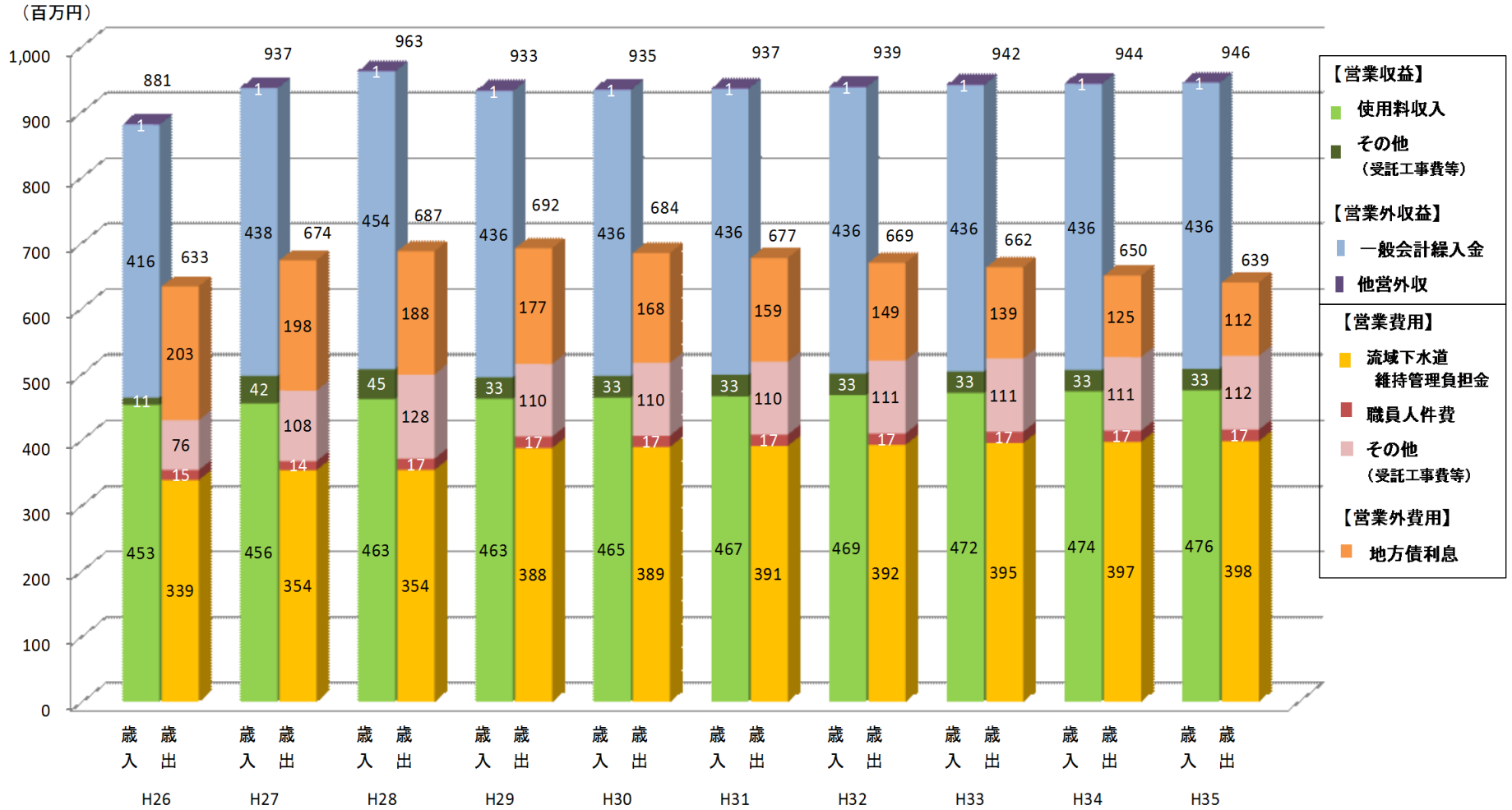
汚水処理量予測

- ・ 平成26年度から平成28年度は実績値、平成29年度以降は予測値
- ・ 過去の処理センターへの流入水量を参考に、平成30年度以降の年間汚水処理量を予測
- ・ 平成29年度以降の有収水量は、流入率100%として予測

年 度	水洗化人口 (人)	年間汚水処理 水量① (千 m ³)	年間有収水量② (千 m ³)	流入率①÷② (%)
平成26年度	35,232	3,311	3,647	90.8
平成27年度	35,392	3,468	3,688	94.0
平成28年度	35,704	3,341	3,734	89.5
平成29年度	35,839	3,748	3,748	100.0
平成30年度	35,978	3,763	3,763	100.0
平成31年度	36,112	3,777	3,777	100.0
平成32年度	36,269	3,793	3,793	100.0
平成33年度	36,529	3,821	3,821	100.0
平成34年度	36,674	3,836	3,836	100.0
平成35年度	36,811	3,850	3,850	100.0

財政収支の現状見通し①

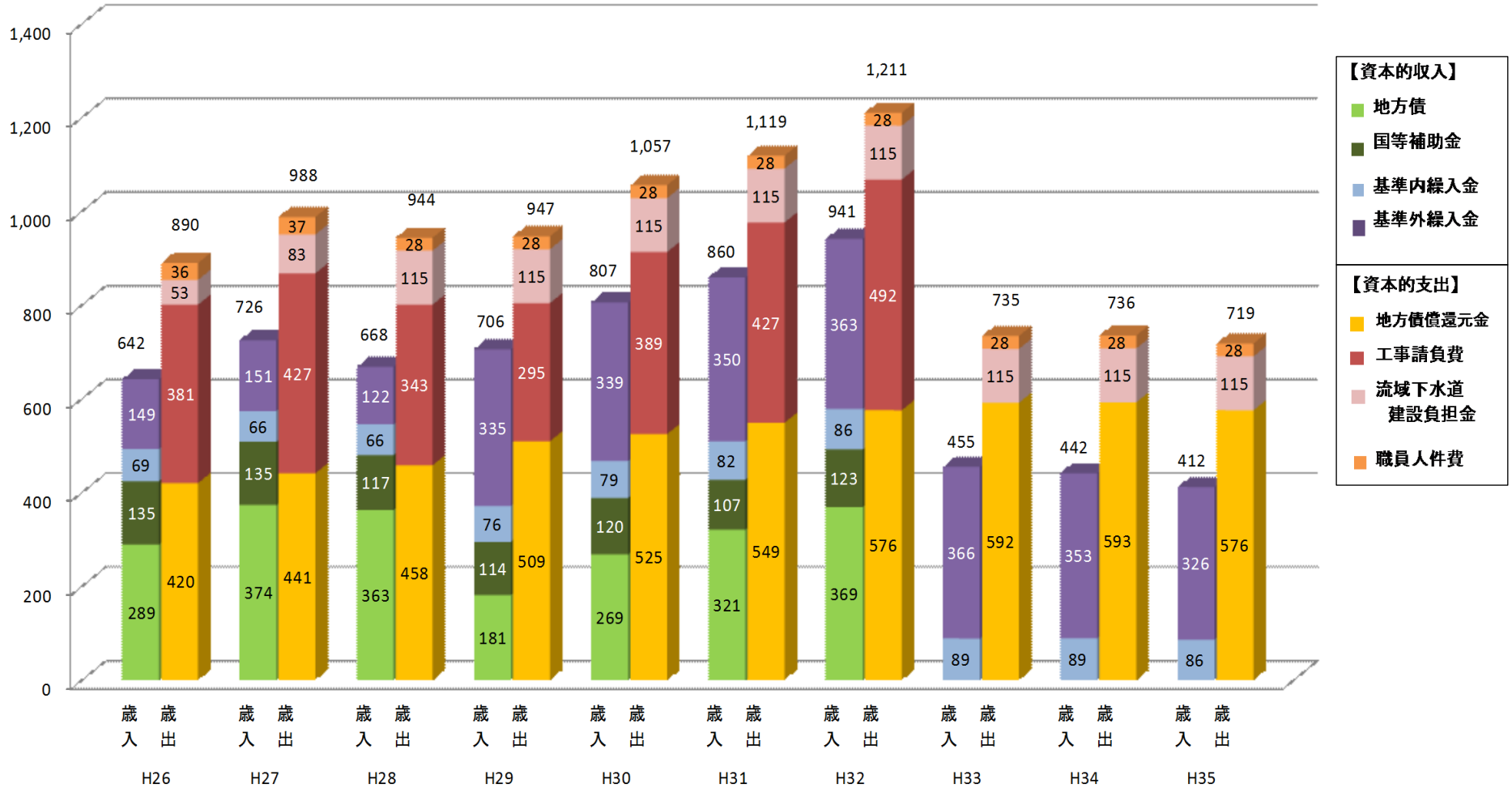
収益的収支（污水）【下水道管の維持管理や汚水処理など下水道の事業活動で発生する収入と支出】



財政収支の現状見通し②

資本的収支（污水）【下水道管布設や施設改良など投資活動で発生する収入と支出】

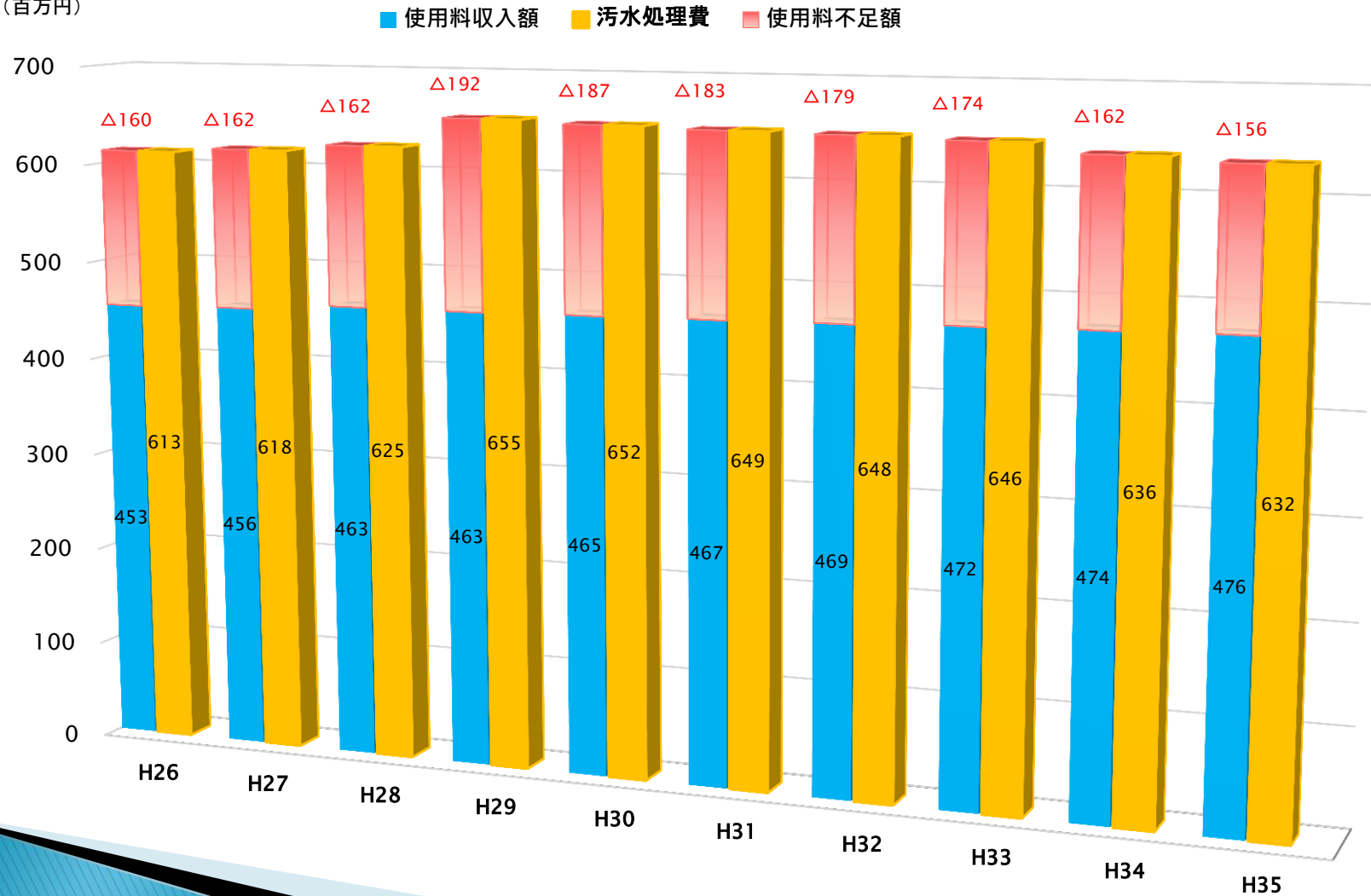
(百万円)



下水道使用料収入額と汚水処理費の現状見通し①

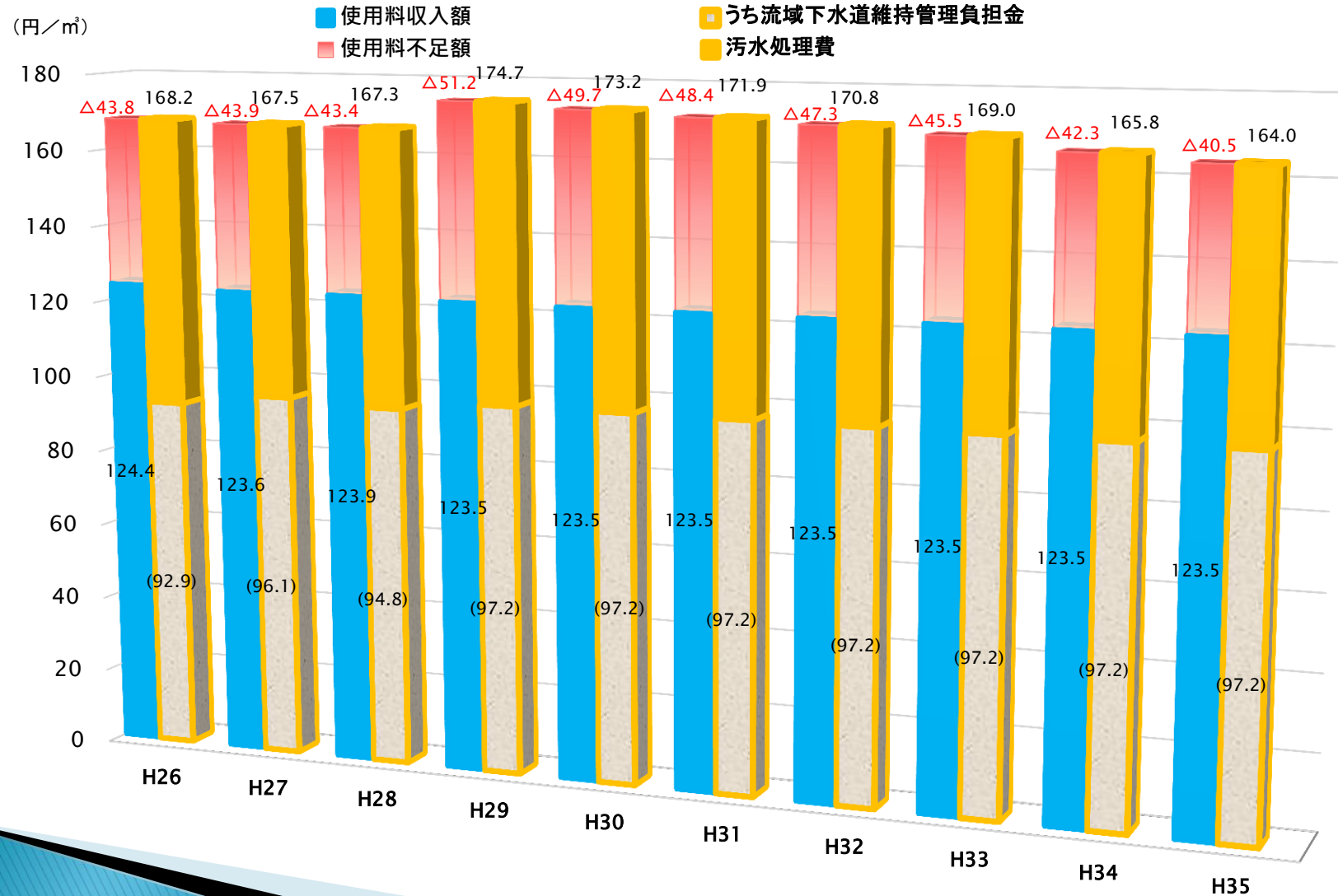
汚水処理費【汚水を処理センターに運び、汚水や汚泥を処理するために必要な経費やその施設建設等のための支出】

(百万円)



下水道使用料収入額と汚水処理費の現状見通し(1㎡あたり)②

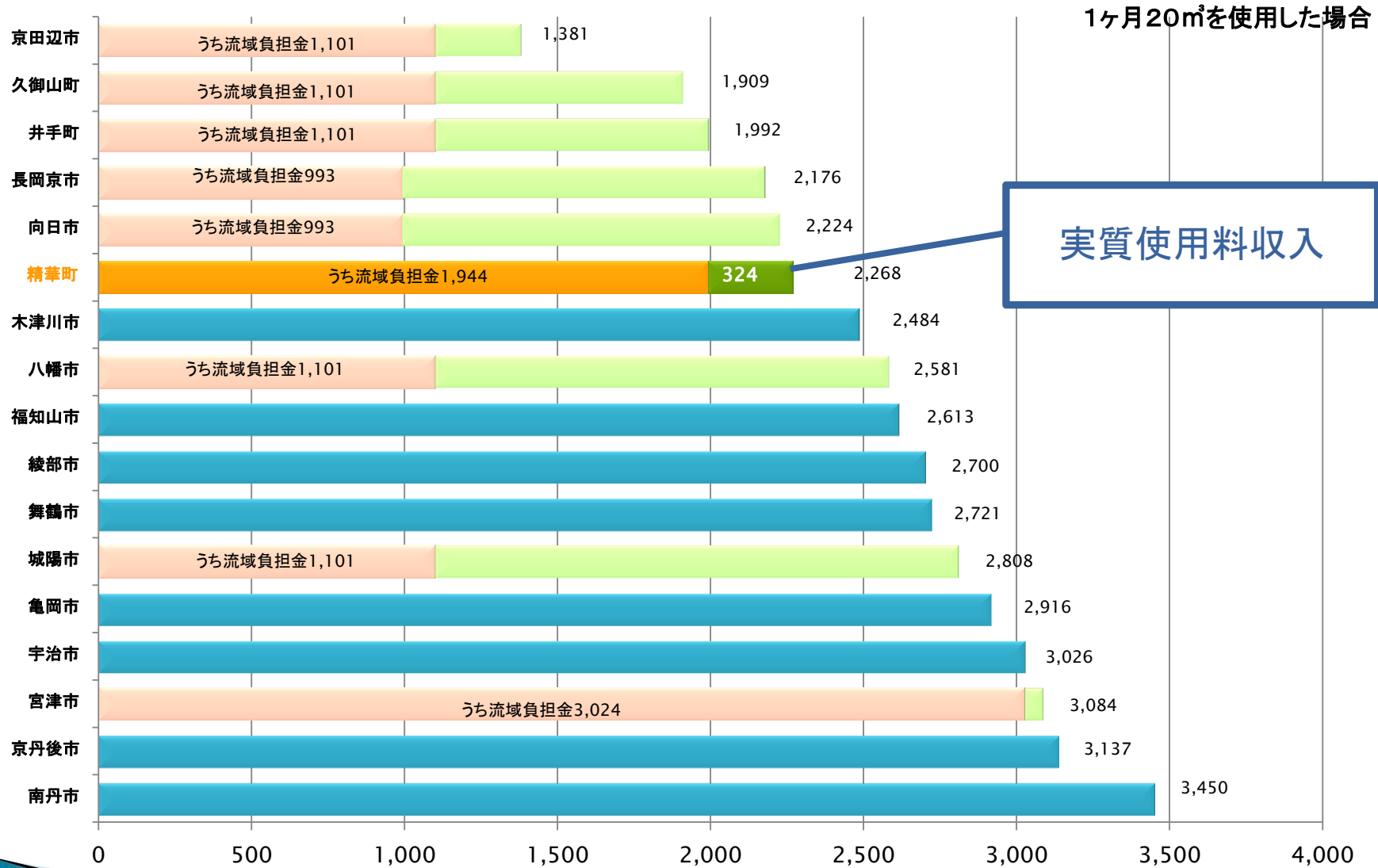
汚水処理費【汚水を処理センターに運び、汚水や汚泥を処理するために必要な経費やその施設建設等のための支出】



京都府各流域下水道の維持管理負担金単価一覧

流域下水道名	処理センター名	単価 (税抜き)	関係市町
桂川右岸	洛西浄化センター	46円/m ³	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
木津川	洛南浄化センター	51円/m ³	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町
木津川上流	木津川上流浄化センター	90円/m ³	木津川市、精華町
宮津湾	宮津湾浄化センター	140円/m ³	宮津市、与謝野町

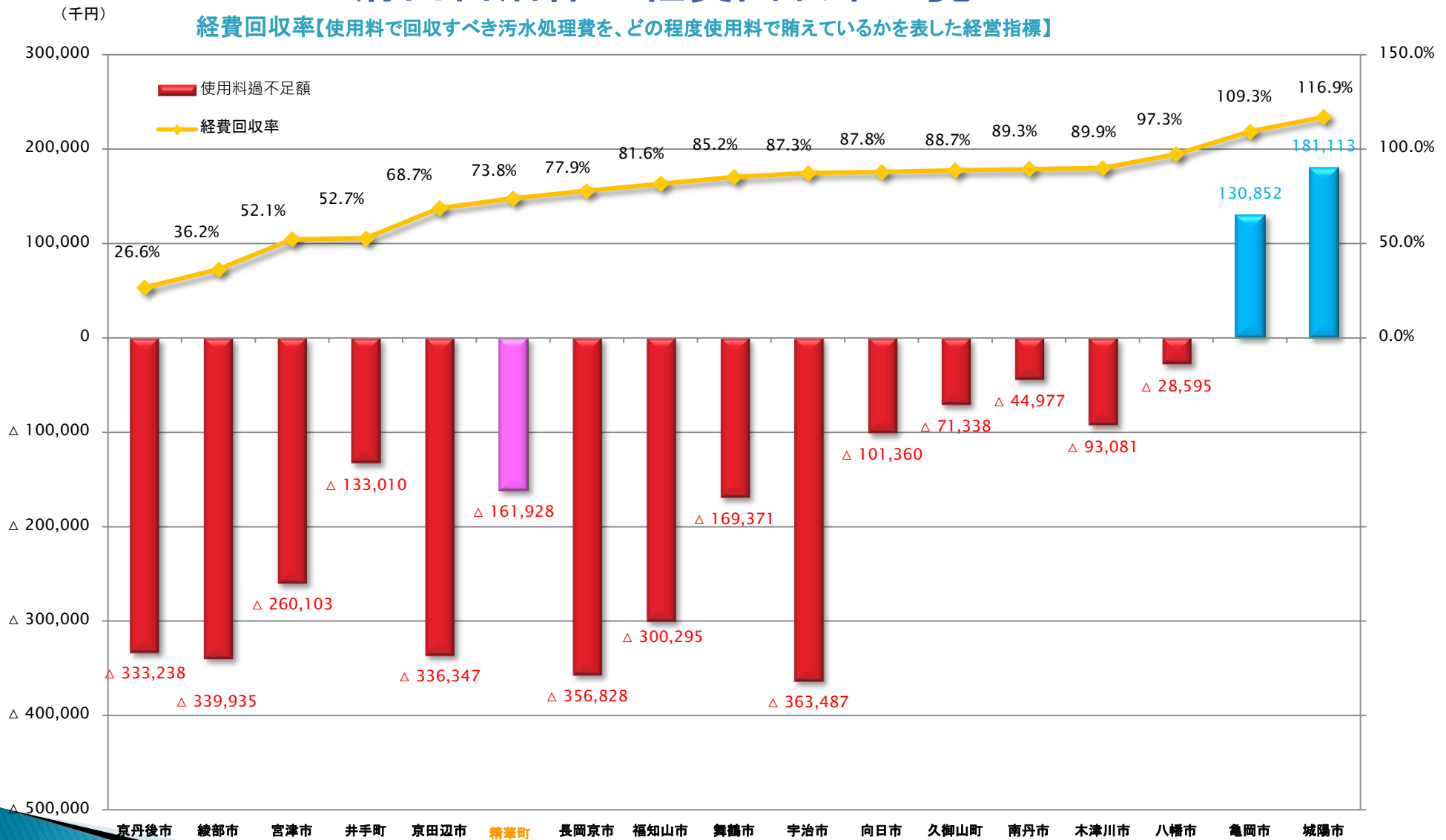
府内自治体の下水道使用料一覧



単位:円/月(税込)

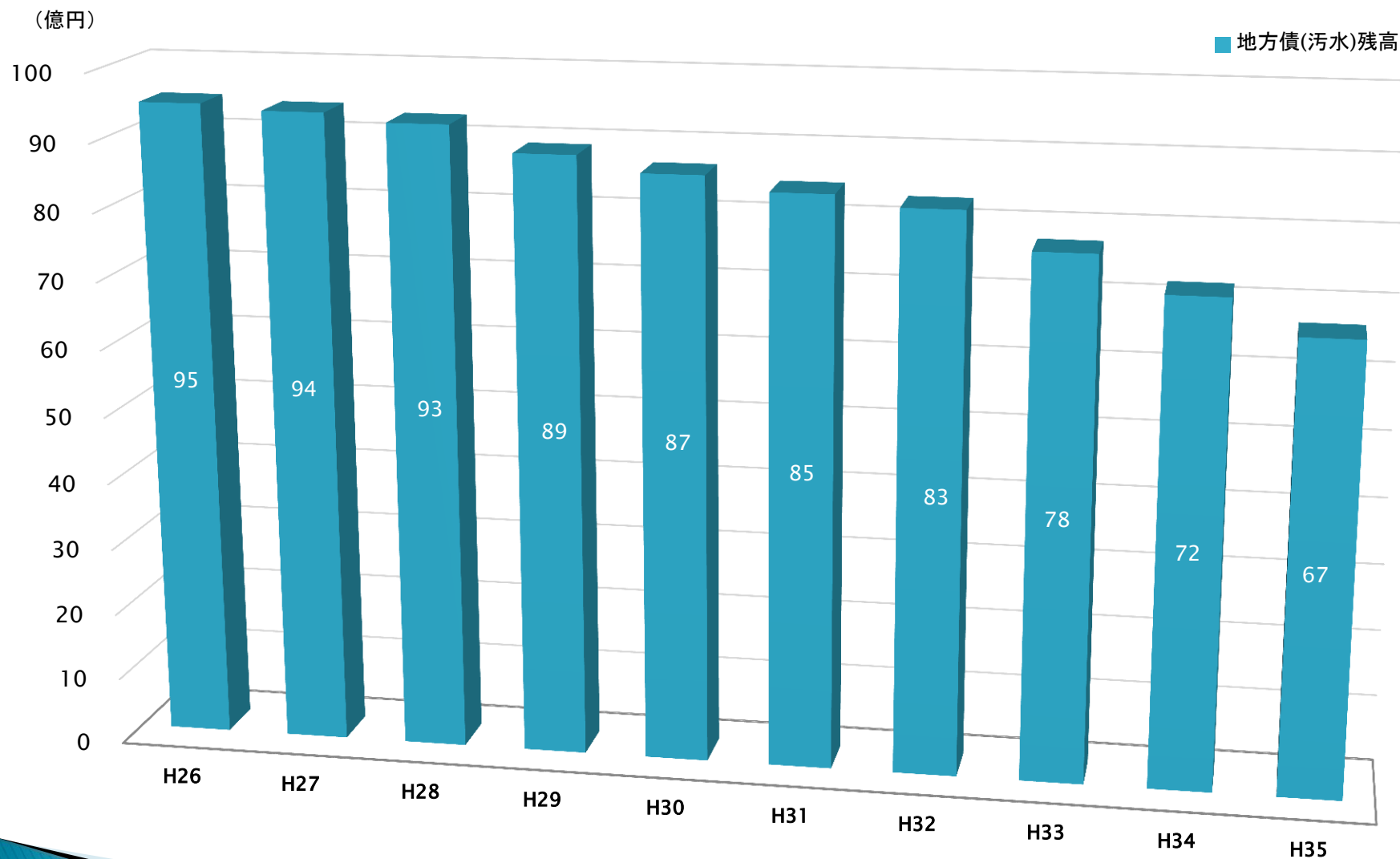
府内自治体の経費回収率一覧

経費回収率【使用料で回収すべき汚水処理費を、どの程度使用料で賄えているかを表した経営指標】



平成27年度 各自治体経営比較分析表より

下水道事業の地方債残高の現状見通し



3 . 下水道使用料について

下水道使用料見直しの背景

内的要因	外的要因
・接続率 平成28年度末96.3%と整備ほぼ完了 →使用者の増加は逡増的	・節水機器の普及拡大 →使用料の増収は見込み薄
・安心・安全なサービスの継続的な提供 →サービス水準維持には一定の資金が必要	・デフレ長期化 →町財政縮小による公費(一般会計繰入金)減少
・施設等の老朽化・劣化の進行 →更新や耐震化など一定の投資が必要	・消費税の増税や物価上昇 →消費者への負担の増加
・地方債の発行による将来負担の増加	・突発的な自然災害 →災害支援活動・復旧工事等への臨時支出
・適正な水準による下水道使用料の確保	

下水道使用料の基本原則

下水道使用料とは

『下水道使用料』

下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費で負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するもの

—「下水道使用料算定の考え方(2016年度版 日本下水道協会発行)—



町民のご家庭や事業場から排除された汚水を終末処理場で処理する費用や、下水管等の施設を清掃し、あるいは補修する費用等を負担していただくもの

下水道法(抜粋)

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

精華町下水道使用料徴収条例(抜粋)

(使用料の徴収)

第3条 町長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料は、精華町公共下水道条例(以下「公共下水道条例」という。)第16条に規定する届出により徴収する。
- 3 公共下水道条例第16条に規定する届出を怠つた場合は、町長がその日を認定する。
- 4 共用給水装置を使用する使用者は、使用料の納付について連帯責任を負う。

下水道使用料の算定の流れ

1 事業計画・財政計画の策定

- ・下水道事業継続のための今後必要な投資額の見通し(収支見積)
- ・今後の使用料収入や投資、地方債残高の見通し



2 使用料算定期間の設定と使用料水準の検討

- ・公共的、安定的な下水道事業を念頭にした料金算定期間を決定
- ・料金算定期間内の事業財源として使用料収入を決定



3 使用料体系の設定

- ・使用者構成に基づく、適正な使用料収入体系の決定

下水道使用料算定期間の設定

下水道使用料算定の基本的な考え方 (2016年度版 日本下水道協会発行)

- ・日常生活に密着した公共料金
- ・できる限り安定性を保持
- ・長期間での予測は不確実性を伴う
- ・使用料算定期間は、一般的には3年から5年程度が適当
- ・事業環境、施設建設の進捗度合いなど、実情を考慮

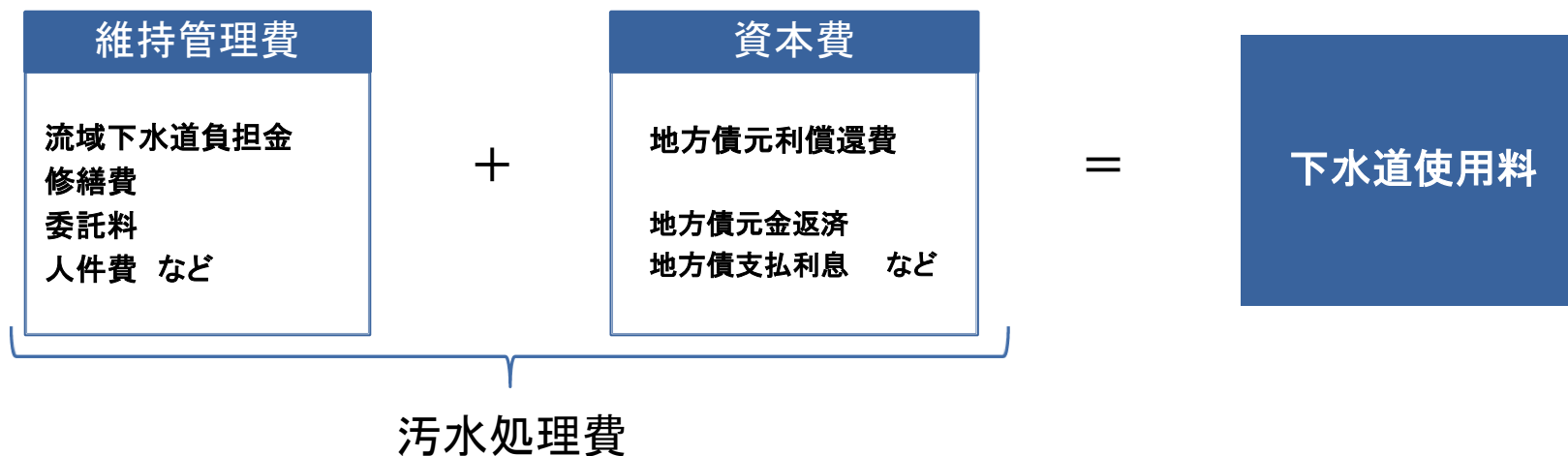


平成30年度～平成34年度までの5年間を、下水道使用料算定期間に設定

下水道使用料水準の検討

下水道事業を行うための経費

- ・下水道サービスを提供するために必要な費用(維持管理費)
 - …流域下水道負担金、修繕費、委託料、人件費 など
- ・今後の設備投資や施設更新のための費用(資本費)
 - …地方債の元金償還、支払利息 など



下水道使用料体系の現状①

2部料金制(現在の精華町の使用料体系)

料金が使用水量に関わらず一律である「基本料金」と、使用水量に応じて支払額が変動する「従量料金」の2部から構成される料金制度

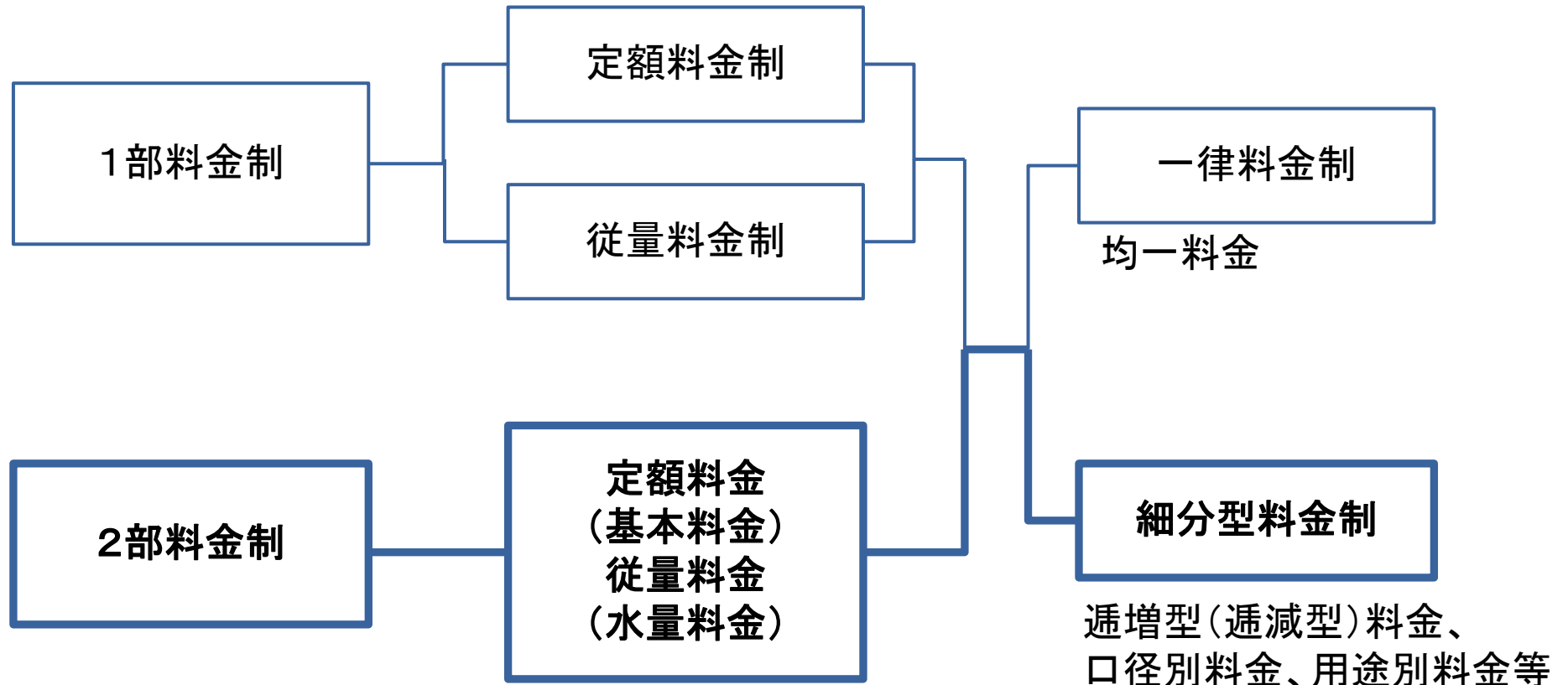
基本料金

使用水量に関係なく、下水道事業を行うために必要な固定費を回収する料金

従量料金

使用水量に応じて発生する変動費を回収する料金

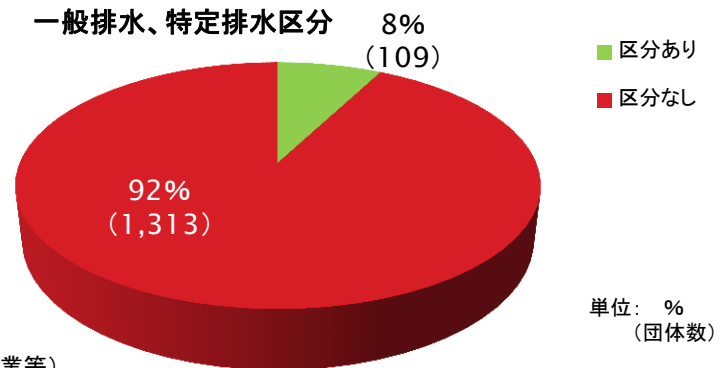
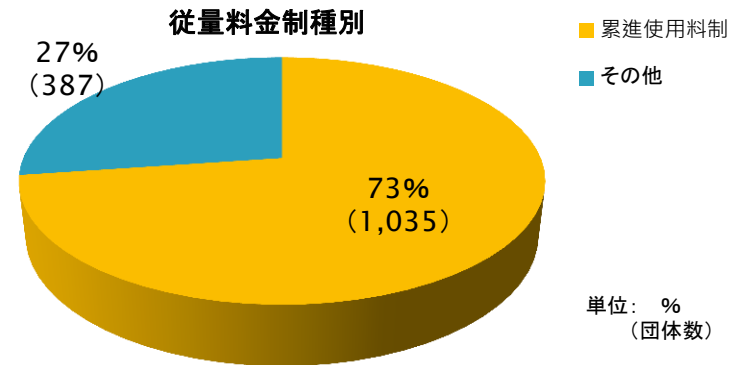
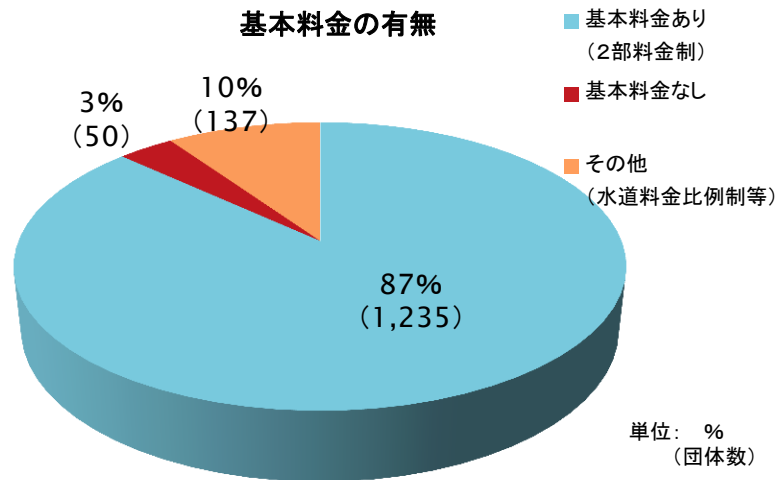
下水道使用料体系の現状①:参考



下水道使用料体系の現状①:参考

段階別逓増料金(累進使用料制)

全体の約87%が基本使用料をベースとした従量制を採用している。また、使用量が増大するにつれ割増額が増大していく累進制を採用しているのは全体の約73%となっている。



【一般排水】
一般家庭污水及び工場、事業排水のうち、特定排水以外のもの

【特定排水】
特定施設を有する企業の活動に伴い、工場、事業所等から下水道に排出される污水のうち50m³以上のもの (例: 畜産農業、魚類養殖業等)

(出典 平成23年度下水道統計)

下水道使用料体系の現状②

需要家費・固定費

- ・使用料徴収経費等(需用家費)
↳下水道使用者数に応じて変動する経費
- ・施設維持管理費、流域下水道建設負担金、人件費、
資本費等(固定費)
↳使用水量、使用者数に関わらず固定的に発生する経費

変動費

- ・動力費、流域下水道処理負担金等
↳使用水量、使用者数に応じて変動する
経費



基本料金



従量料金

需要家費、固定費を基本料金とするのが適当であるが、固定費割合が極めて大きいため、全額を基本料金とするのではなく、その一部を従量料金として賦課する



基本料金 (42.8%)



従量料金 (57.2%)

※20m³/月の場合

現状の下水道使用料体系の検討課題

基本料金

汚水処理費用の大半は固定費であり、全額を基本料金で回収したいが、基本料金を上げると少量利用者の負担増となる

従量料金

従量料金に依存した料金体系にすると、使用水量が減少すれば値上げを検討せざるを得ないが、節水努力をした利用者からは納得を得られない

逦増料金制

多量使用の抑制を目的に、逦増料金制を採用することも検討するが、使用水量が減少傾向にある現状に相応しない